

令和５年 第４回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第１８６号

令和５年第４回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和５年１２月１日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和５年１２月１１日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和５年第４回まんのう町議会定例会会議録（第３号）

令和５年１２月１３日（水曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １４名

２番	石 崎 保 彦	３番	鈴 木 崇 容
４番	常 包 恵	５番	京 兼 愛 子
６番	竹 林 昌 秀	７番	川 西 米希子
８番	合 田 正 夫	９番	三 好 郁 雄
１０番	白 川 皆 男	１１番	大 西 樹
１２番	松 下 一 美	１４番	大 西 豊
１５番	川 原 茂 行	１６番	白 川 正 樹

欠席議員 １名

１番 真 鍋 泰二郎

会議録署名議員の指名議員

５番 京 兼 愛 子 ６番 竹 林 昌 秀

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 総 務 課 長 朝 倉 智 基
企画政策課長 鈴 木 正 俊 地域振興課長 河 野 正 法

税 務 課 長	黒 木 正 人	住 民 生 活 課 長	山 本 貴 文
福 祉 保 険 課 長	池 下 尚 治	健 康 増 進 課 長	松 本 学
農 林 課 長	藤 原 道 広	建 設 土 地 改 良 課 長	河 田 勝 美
地 籍 調 査 課 長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	國 廣 美 紀
琴 南 支 所 長	柴 坂 学	仲 南 支 所 長	小 縣 茂
学 校 教 育 課 長	川 原 涼 二	生 涯 学 習 課 長	亀 井 真 治

○白川正樹議長 おはようございます。

真鍋議員より欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

また、長森副町長、井上教育長より欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、京兼愛子君、6番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可します。

9番、三好郁雄君、質問を許可します。

○三好郁雄議員 皆さん、おはようございます。昨日と変わって今日は快晴の大変すばらしい天候だと思います。その中で、今回、私、ちょっと暗雲が立ち込める場合があるかもわかりませんが、そのところを了承いただいたら。

それでは、通告書に基づきまして、議長の発言の許可を得ましたので、一般質問に移りたいと思います。

先月、15、16日で議会意見交換会の中で、6会場に分かれて議員と住民との意見交換を行った中ですが、私の今回の質問は5年も6年もの遡ったものをちょっと発言するようになるけど、この件に関しては今日でなるべく解決できるような方向でまいりたいと思います。その点、よろしくお願いいたします。

内容は人事と業務のリスクの回避について問うという問題です。それでは、私から人事の業務のリスクの回避について質問をいたします。

まず、人間は生まれてきてから様々なリスクを伴う人生を送るものであると思います。

それには幼少の頃、小学、中学、高校、大学、そして社会人となり、その過程の中でどのようなリスクを回避できるか、どのような学びの中でリスクとうまく付き合っていくかが鍵になると考えております。

まず、幼少から社会人になった場合に、就職した場合にいろいろな付き合い方もあると思うんだけど、中でいろいろな問題が、人間関係とかいわゆるいろいろな問題ができてくると、そこでいろいろなリスクが重なって考えられます。特に令和元年に発覚した元会計室の公金横領事件に関して、私は人事の業務のリスクの回避ができなかったために発生した事件だと考えております。

そこで、町長に質問させていただきます。

まず、課長などの人事案件に関して議員は関与できませんが、地域によっては相談できる体制を考えてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの、人事案件に関しての議員相談体制についての御質問にお答えいたします。

まず、人事に関しては、基本的に三役である町長、副町長、教育長が行うわけであります。中でも課長に至っては、毎年行っている人事評価や人格、異動履歴などを踏まえて三役で検討し、町長が昇格、異動を決定しております。課長補佐、係長、主事などにつきましては、人事評価や人格、異動履歴などを踏まえて、三役のほか、総務課長からも意見を聞いて、昇格、異動などを行っている状況でございます。

御質問の、地域によっては議員に相談できる体制につきましては、例えば地域に密着している支所長などにつきましては、地元議員さんからの御意見もお聞きしながら、昇格、異動などを検討するのも考えられる一つの案であるとは思いますが、制度として議員さん皆さんから意見を聞くことになれば、円滑な人事ができない状態になっても困りますので、その辺りは御理解いただきますようお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 それで、今、町長おっしゃられたように、私は地元議員としての立場というのはある程度は理解しとるつもりですが、この問題に関してはちょっと難しいところは多々あると思うんですが、どうしても肝心な部分というのは、みんなこういう問題が出た場合には、それぞれの煙は小さい煙がだんだんだんだん大きくなって、いろいろな解釈する人がおると思うんですが、そのところを町長、副町長、三者でいろいろと人事のやり取りもあると思うんですが、もう一度だけちょっと、町長、人事のやり取りというか、どういうふうな進行という格好で、会計室長がどうのこうのいうんではないですが、ちょっと答弁願えますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 人事案件に関しましては、先ほどもお答えいたしましたように、議員の皆さん方からそれぞれ話は聞きますが、それによってどうこうするということはありません。

るので、皆さんから意見を聞いておれば円滑な人事ができない状況になっても困りますので、その辺りは十分御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 何とか分かったようで分かんけど、それでは支所長の任命などの地域に密接な場合は、地元議員に個別に意見を述べさせていただきたいと思います。それは答弁は要りませんが、今後の対応をお願いいたしたい。

次に、今回の横領事件の中で、元会計室長の任命責任、管理監督責任を取り、町長、元副町長は給料を令和元年8月から3か月間、町長は100分の50、副町長は100分の30カットしたと思いますが、当時の総務課長は給料をカットしていなかったと思いますが、この点について、なぜ総務課長は処分をしなかったのか、また、総務課長の責任の範囲についてお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの、元総務課長の責任の範囲についての再質問にお答えいたします。

まず、町長、元副町長の責任につきましては、三好議員さんが今おっしゃられたとおり、令和元年6月議会の最終日に追加提案ということで、給与減額条例、任命責任、監督責任ということで提出し、議決されたところでございます。

次に、当時の総務課長の責任についてでございますが、事の重大性に鑑みて、自らが処分を申し出ており、令和元年6月25日に申し出て、審査に付されております。当時は副町長も減額対象になっておりましたから、本来であれば、副町長が懲戒処分委員会の委員長、教育長が副委員長、そして総務課長が審査員の一人ということになりますが、副町長と総務課長は当事者ということで委員会から外れており、懲戒処分委員会が当時の教育長と企画観光課長、学校教育課長の3名で審査をしております。

結果としては、まず、本町総務課については、まんのう町の課の設置条例第1条により、町長の権限に属する事務を分割させるための課の一つ、もう一つ、本町会計室については、まんのう町行政規則第5条によって、会計管理者の権限に属する事務を処理させるとなっております、お互いに独立した組織と考えられ、総務課長については、会計室長への監督責任がないという結論になり、それを受けて、顧問弁護士に意見を聴取し、結果としては懲戒処分を行わないということで、当時の総務課長に対し、決定通知を渡しておるところでございます。つまり、元総務課長は懲戒処分委員会にはかかりましたが、元会計室長への監督責任がないことから、懲戒処分は受けていないこととなりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の答弁を聞きよりましたら、総務課長に関しては全然あれはないというふうな感じにちょっと聞こえますが、私は単に考えますに、やっぱり総務課長というのは立場上、課長全員、執行部をまとめる役であると思うんです。そういう中でこうい

うことが起こったということは、幾分かの責任は当時の総務課長にはあると思うんですが、いろいろ次々言うていきよっても大きな問題になっていかなので、大体のことは分かりますが、理解できました。

それでは次に、横領金は毎年決算書に損害賠償金として記載されていますが、現在、幾ら返済しなければならない金額が残っていて、毎月、返済は幾らなのか、また、先般の11月にあった全員協議会で報告のあった返済計画について御説明ください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの、損害賠償金及び返済計画についての再質問にお答えいたします。

まず、当初損害賠償金の額につきましては、2,902万2,560円でした。令和元年7月から令和2年6月までで124万330円が返還されており、令和5年7月からは毎月5万円が返済されており、令和5年11月10日現在で累計149万330円が返還され、残高は2,753万2,230円となっております。

次に、11月の全員協議会で本人署名による損害賠償金、返済計画書についてですが、個人情報保護の観点から詳細な説明はできませんが、給与・年金などで本人が74歳になる令和21年度には全額返済する計画となっております。町としまして、この返済計画に基づき損害賠償金全額を遅滞なく返してもらうこととしておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 ありがとうございます。今後は返済計画に基づいて、町として全額返還を早期にしてもらえたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、冒頭でも言いましたが、人間は生きていく中で様々なリスクがあり、それに対してどう対処していくのか問われると考えます。人事案件に関しましては、業務上のリスク管理を踏まえ、これまで以上に慎重かつ的確な対応を強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、9番、三好郁雄君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま発言の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

第15回議会報告会を11月15、16日、6会場で開催し、住民の方々、様々な御意見、御要望を聞かせていただきました。これらを参考に一般質問を行います。

まず、会計室長の公金横領の弁済計画はどう実行するのかについてお尋ねします。

令和5年11月1日の議会だより4ページ、5ページにもありますように、町長は損害賠償金の返済状況と今後の見込みについて、今年7月から定額返済、そして不動産売却があれば、その都度、対応すると委員会で答弁されました。議会報告会においても、この答

弁では納得できない住民の方々からの意見がありました。議会として支払い期間が長期にわたることを当初より指摘してきたところではありますが、分かりやすく納得のいく説明をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の、15年の弁済計画を全うできるのかについての御質問にお答えいたします。

まず、当初損害賠償金の額につきましては、2,902万2,560円でしたが、令和元年7月から令和2年6月までで124万330円が返還されており、令和5年7月からは毎月5万円が返済されており、令和5年11月10日現在で累計149万330円が返還され、残高は2,753万2,230円となっております。

次に、個人情報保護の観点から、この場では詳細な説明はできませんが、11月の全員協議会で本人署名による損害賠償金、返済計画書について御報告させていただきました。毎月、給与の中から必要最低限の生活費などを差し引いた一定額を返済する計画となっており、65歳からは給与に加えて年金からも返済することとし、本年10月に本人が当該返済計画書に同意し、署名、捺印して町に提出がありました。そして、本人が74歳になる令和21年度には全額返済する計画となっております。

また、税金の徴収と同じく給与からは必要最低限の暮らしができるような形の返済としておりますが、年金は任意ということで、まとまった金額を合わせて返済する計画となっております。

町といたしましても、現在のところ、この損害賠償金返済計画であれば、多少無理があっても、必ず全額返還が可能であると判断しております。この返済計画に基づき損害賠償金全額を遅滞なく返してもらうこととしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 再質問させていただきます。

栗田町長は横領された公金全て返済される、解決できるのは一体いつの日になるんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、毎月、給与の中から必要最低限の生活費などを差し引いた一定額を返還する計画となっており、65歳からは給与に加えて年金からも返済することとし、本年10月には本人が当該返済計画書に同意し、署名、捺印して町に提出がありました。そして、本人が74歳となる令和21年度には全額返還する計画となっております。

また、税金の徴収と同じく、給与からは必要最低限の暮らしができるような形の返済としておりますが、年金は任意ということで、まとまった金額を合わせて返済する計画とな

っております。

町といたしましても、現在のところ、この損害賠償金返済計画であれば、多少無理があっても、必ず全額返還が可能であると判断しております。この返済計画に基づき損害賠償金全額を遅滞なく返してもらうこととしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 再度、町長はまんのう町の最高責任者でありますので、我々は、さきの全員協議会においてもいろいろな意見があったと思いますが、最悪の場合、誰が弁済するのですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問、15年の長い間に不測の事態が起きる可能性は高いと思うが、その対策は考えているのかについての再質問にお答えいたします。

もし返済に遅延等があった場合は、税金と同じように催促、勧告をするなど、誠意を持って対応し、計画どおり遅滞なく返済してもらうようにしっかりと働きかけたいと考えております。

また、不測の事態が起こった場合、すぐに弁護士と協議し、残っている返還すべき金額をどのように回収するのかなど、法的観点から法定相続人などを総合的に判断し、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今の町長の答弁では、私が前回一般質問したときには、先のことは分からないということでしたので、私は一歩前進と評価いたします。

再質問をまた行います。

令和2年12月議会の一般質問で、町長は、全職員に事情を説明し、協力を求めていくとの答弁でありました。

また、令和4年3月議会の一般質問では、全職員にアンケート調査を行ったが、大半は否定的な意見で、その後、課長にお願いしているとの答弁であったが、全職員に再度お願いする考えはあるのか、また、今日現在、何人の職員が協力しているのか、件数、金額、どの程度集まっているのか質問いたします。

○白川正樹議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

我々は一般質問の答弁書につきましては、議員さんの通告書に基づいて作成しております。

すので、なるべく詳しく通告書に書いていただければ、速やかに回答できるものと思っていますので、今後、よろしくお願いいたします。

先ほど大西議員さんから質問のありました職員の協力体制につきましては、数名の方から寄附金がございました。しかしながら、それはあくまで賠償金に充てるのではなくて、一般会計に入れて財政調整基金に積んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 前回も同じ数名でありました。今回の一般質問もこれだけ大事なお金の動きが不明瞭だったから事件が起きたわけです。私、前回したときも広島の事例を挙げて、8, 500万円もの窃盗容疑の職員がおったために、職員やOBが全額、この場合は窃盗された金額と同じだけを積み立てておったということです。過去においても、ほかの議員がそれだけの金額を積立てすべきだということも発言しておりました。基本的にはお金のことはもうちょっと鮮明にできなかったから、今回の事件が起きたと思います。今、時間がかかるということでございましたので、金額のことについては、やっぱり前と同じ、これについては前進しておりません。質問に対しての的確な答弁ができておりません。

次、再質問させていただきます。

次、先月の広報にも入ったんですけど、総務常任委員会での報告の中で、町税については議会だよりの総務委員会の報告にあるように、徴収率を上げるために町の徴収担当者は財政調査、差押え等、専門的な知識、経験が必要であり、滞納徴収専門職員1名と兼務職員2名、3人体制で税の徴収率を上げているとの報告でありました。

損害賠償金、すなわち横領された公金の回収にも同様な方法を取るべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 損害賠償金のことにしましては、個人情報保護の観点から、この場では詳細な説明はできませんが、11月の全員協議会で本人署名による損害賠償金返済計画書について報告させていただきましたので、そのとおりでございます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 もう少し分かりやすい、議会報告会においても、何ちゃ分からんが、どうなっとなやいう声がありましたので、恐らく2会場以上でその質問があったように思いますので、もう少し説明を、まんのう町の町民に分かるようにしていただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

毎月、給与の中から最低限度の生活費などを差し引いた一定額を返済する計画となっており、65歳からは給与に加え年金からも返済することとし、本年10月に本人が当該返済計画書に同意し、署名、捺印して町に提出がありました。そして本人が75歳になる令和21年度には全額返済する計画となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 再質問を行います。

今、当時の当事者が1人は退職しておりますし、質問するところがありましたが、させていただきます。

当時、総務課長だった長森副町長にお尋ねしたいということでしたんですけど、町長も恐らく情報はいただいと思いますけど、31年2月4日、地元自治会の方が不正の証拠を持参、それは過去にもここで見せたことがあるんですが、副町長室へ地元自治会からのA4のコピーです。これを持って、当時の栗田副町長と現長森副町長が面談を行った後、町としてどのような対応をしたのかをお伺いします。恐らく町長のほうへもそういう地元の方が来て、こういう資料を持ってきて説明を受けとると思いますので、町長にお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの、平成31年2月4日、地元自治会からの訴えに対しての対応は適切であったのかについての再質問にお答えいたします。

最初に、平成31年2月4日に地元の方1名が副町長の部屋へ来られまして、当時の副町長と総務課長が応対いたしました。紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金などを元会計室長、その当時は会計室長ですけれども、その本人がお金を私的流用しているのではないかとということで来られました。

そのときの対応といたしましては、当時の副町長と総務課長が本人を呼んで、まず地元のお金のことについて問いただしましたが、本人は認めなかったわけでありまして、それに併せて公金についても問いただしました。それについても、本人は公金着服をずっと3月末依頼退職するまで否定し、隠し続けていたわけでございます。

さらに、当時の監査委員からも、公金に関しては例月監査などで指摘する事項はなかったこともありまして、まさか巧みな手口で基金から、金額の大小はあるものの、横領を繰り返していたとは本人からも言い出しませんでしたし、厳しく問いただしても、ひたすらに隠し通していたわけでございます。

この時点での元会計室長への対応は、通常考えられますように、地元自治会のお金などを私的に流用していたという地元住民の声を反映し、本人を懲戒処分委員会にかけ、平成31年3月6日、減給0.16月分の処分を決定いたしました。

この懲戒処分を決定した段階でも、自治会のお金などの私的流用は認めたものの、公金横領については、かたくなに否定し続けていたわけでありまして。

平成30年度に起きた公金横領事件につきましては、会計管理者という立場を利用し、通常取引のない基金から数十回に分けて引き出す手口で、さらに最後は財政調整基金から横領した基金へ充当して隠蔽工作を図るなど、極めて悪質な犯罪行為であったわけでございます。

そういったことで、地元住民の方が地元自治会などのお金を私的流用しているという情

報を提供していただいたときに、公金についても徹底かつ専門的に調べ上げていたら被害額が少しでも抑えられた可能性が高いわけですが、結果的には当時の副町長、総務課長などにうそをつき続けるとともに、元会計室長の巧妙な犯罪手口によって隠蔽工作が図られたことにより、本人が横領を認め、警察の専門的な捜査が入るのが4月以降になってしまったことは誠に遺憾であり、改めまして謝罪をさせていただきたく思っております。

そして、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりましたことから、被害額の回収につきましては、刑期を終えて社会復帰した本年7月から返還を開始しており、10月には今後15年間で全額返還をする返済計画書に署名、捺印をして誓約しており、町といたしましては、遅滞なく計画書どおりに全額返済を求めて請求行為を継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今、町長は町には非がないということですが、事細かく書いてあることについて、もしその時点で監査委員に報告しておれば監査しておりますよ。町長はこれまでこういうことを言うとするんですよ。町長は、本人が公金については着服など不正なことはしていないと否定、町政を預かる者として職員を信頼すべきであると判断したとの答弁であり、その結果、対応が遅れ、そのときも休憩を挟んだんですけど、当時の総務課長が、今の副町長が、850万円損失が増大したということで、責任は重いものであるとの初めて我々に報告がありました。

町長、そこで聞くんですけど、職員を信頼するのは何ぼ信頼してもかまんけど、町長の仕事ですよ。町長、ちょっとは自分の平成18年のときの自分のマニフェスト、私も、今、持っておりますけど、栗田隆義出陣式の御案内とか書いて、それと当時の2名が町長選挙したときに、まんのう町は香川県で3番目に広い町であるので、月に1回は支所へ行って、みんなの声を聞く言うとするんですよ。これはわざわざ地元の方、今までの町長の答弁では、代表者でなかった。あの方はそれぞれの地域の公の支所の長でもあるし、各種団体の長もしておる本当に信望の厚い方です。なぜ町長の職務を、職員を優先して、町の財産のほうを調査しなかったんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども答弁いたしましたように、そういったことで、地元住民の方が地元自治会などのお金を私的に流用しているという情報をいただいたときに、公金についても徹底的かつ専門的に調べ上げておりましたら、被害額が少しでも抑えられた可能性が高いわけですが、結果的には当時の副町長、総務課長などにうそをつき続けるとともに、元会計室長の巧妙な犯罪手口によって隠蔽工作が図られたことにより、本人が横領を認め、警察の専門的な捜査が入る4月以降になったことについては誠に遺憾であり、改めまして謝罪をさせていただきたいと思っております。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 町長、これは断りして済むことでないんですよ。他の公務員の賠償請求書を見ている、うっかりミスでも、調べなくても、みんな職員でも賠償しとるんですよ。町長がもし調べておけば、止められとったんですよ、８５０万。これは職務上の最高責任者としての責任はないんですか。もしそのときに副町長なり総務課長が、先ほど総務課長は責任ないと言われましたけど、住民の方が大抵言うてくるいうたら、あの方というたら失礼ですが、そういう方であれば、聞けば分かるんですよ。まして町長は、まんのう町は県下で３番目に広い町になったんで、月に一度は、町長のマニフェストには、町長が支所に出向くほか、地域政策について、地域に出向いていく言うとんですよ、広くなったから。今回はわざわざ住民の方が来たのに、職員を優先したんや。仕事をしてないんや、言うたら。職員は、それはもう優秀な試験を受けてきとるから、優秀な人ばかりです。他府県を見てくださいよ。今までもタブレットも出してましたけど、個人賠償請求と、特に課長さん連中も皆様も恐らく保険に入ってる方がおるようです。そういう判断ミスによって損害賠償をしなければならないときがありますので、町長、それはもう一度考えてくださいよ。はっきり言うとなんやきん、職員を許して信じたきん、遅れて８５０万円損失が増したんや。こういうことで、今までもほかの議員もやはり政治決着をしなければならないということを言われとるんですよ。みんな報酬をもらて、ましてや町長はまんのう町の最高責任者ですよ。いつまでもほっておかなくて、やっぱり政治決着をつけ、前回は、私も書類持っておりますけど、恐らくそのとき課長がこしらえたと思うんですけど、６月２０日に５ページ出しとるんです。先ほど内々の聴聞委員会を開いたといいますけど、ここにもちゃんと書いておることは、今、初めて報告してくれたんですけど、４ページに管理責任者、町長、副町長、総務課長の監督責任について協議中、我々には、これは６月２０日に書いてある書類ですけど、一度も報告はいただいておりません。協議中いうだけです。こういうことを踏まえても、これは町長としての職責、地元の人が、この内容は恐らく、今は２人とも、１人は退職、１人は今日欠席ということで、皆さん、見てください。こういう用紙をほかの議員から僕はもらったんですけど、こういう書類を事細かく書いてきとるんですよ。それは僕は知らなんだ、職員を信用するのは何ぼ信用してもかまんけど、これは間違っておりますよ。再度、お伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、自治会の地元からの訴えに対しましては、最初に平成３１年２月４日に地元の方が１名、副町長の部屋へ来られました。当時の副町長と総務課長は対応いたしました。紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金などを元会計室長、その当時は会計室長ですけども、その本人がお金を流用しているのではないかとということで来られました。

まず、地元のお金のことについてたどりましたが、本人は認めなかったわけであり、それに併せて公金についても問い合わせましたが、それについても、本人は公金をするまで隠し続けていたところでございます。

そして、損害賠償につきましては、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりましたことから、被害額の回収については、刑期を終えて社会復帰した本年7月から返還を開始しており、10月には今後15年間で全額返済をする返済計画書に署名、捺印して誓約しておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今、いろいろ裁判も行われて、進みつつあるということですが、結果的には、本来は出所したときから請求していくということでありましたけど、先ほどの町長の答弁のように、今年の7月から弁済を始めて、次々、遅うになっていっておりますので、やはりある程度の時期で、もう相当時間がたっておりますので、町長も自分の非は認めて、それは行動すべきでないかと思いますが、再度、お伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、町長、元副町長の責任につきましては、令和元年6月議会の最終日に追加提案ということで給与減額条例、任命責任、監督責任ということで議会に提出し、3か月間、町長は給与の100分の50、元副町長は100分の30をそれぞれ減額して、議決されたところでございます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今、町長の答弁ありましたが、最終的に損害額が決定したのはその後ですよ。その前に、今、町長読み上げたとおりのと思いますけど、これだけ大きな問題になって長引いているのも、やっぱり先ほど町長も認めますように、非常に責任の重いいうことをもう少し考えていただきたいと思います。

町長は、本来の職務の一つに、町民の生命と財産を守ると同時に、町の財産を守るのが重要な職務ではないかと思います。これまでも何回も申し上げましたが、職員が真面目であったからということばかりでこういう判断をしたことには、私は町長の仕事ができなかったと思いますよ。

今後は、こういう事案があった場合、どのように対応するんですか。あつてはならないんですけど、職員を信用していることのこれまでの答弁やったけど、町長の所信、マニフェスト、まんのう町は、高松、三豊市に次ぐ3番目に大きい町でありますので、マニフェストは四国新聞に入っております。月に1回は支所へ寄って声を聞くということを言われましたが、本当に月に1回、支所へ行って、そういう声を聞いていたんですか。もし聞いていたのであれば、この事案があったときに、代表者でなかったからという言葉が出てきますけど、そういう点について、まんのう町は合併して広がって、月に1回は支所へ行って皆さんの声を聞くことは、初心に返って考えてみるべきではないかと思いますが、御意見をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

たしか平成18年の4月に町長になった時のことですが、マニフェストにも、町内全域のことを地域の皆さんからお聞きしたいということで、月に1回は必ず仲南支所、琴南支所のほうへも出かけて、1期4年間の間はそれを務めました。4年間の間で、ある程度、地域のことが飲み込めましたので、2期目以降は非常に多忙なこともあり、直接支所へ出向いて行くことはありませんが、住民の方からいろいろお話があったときには、確実にいろいろ誠意を持って対応させていただいたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 当時の総務課長に質問しようと思ったんですけど、とりあえず読み上げます。

私は不正の証拠を持参したことを聞き、31年2月4日から後に当時の総務課長に電話しました。そういう事実はあるかを聞きました。そういうことはありました。

また、いろいろ聞こえてくるんですが、ほかの議員も恐らくある程度知ったと思うんですけど、地元議員からの忠告はあったのか、なかったのか。それぞれ組織の中でおるので、いろいろそういうことは、俗に言う報連相、そういうことはあったのか、なかったのか、2月4日以降についての町長に対して報告があったのか、なかったのか、お聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 長森総務課長さんから、住民の方からそういうお話があったというお話は聞いております。それ以上のことはちょっとあんまり詳しく今のところ記憶にございません。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 例えばこういう地元からの書類を持ってきたいことは聞きましたかどうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども述べましたように、最初に平成31年2月4日に地元の方1名が副町長室の部屋へ来られまして、当時の副町長と総務課長が対応いたしました。紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金などを元会計室長、その当時は会計室長ですけども、その本人がお金を流用しているのではないかということで来られたということは聞いております。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 そんなに重要なことを普通は町へ言うてきませんよ。結果的には、職員を信用して申し訳ないいうけど、それはほかの事例を見てでも、申し訳なかったということでは済みませんよ。あれから後に、過去の一般質問の中で、約850万円被害が増え

たいうことを発表しとるんですよ、ここで。時間をかけて調べたと思いますけど、本当にそれは重いですよ。それはトップクラスが、町長をのけた副町長、総務課長が対応して、何ぼ綱紀肅正で職員に全部通達してでも、今、改革が必要なのは、そういう町長、副町長、総務課長とかそういう上の管理者ですよ。人ごとのように言うたら駄目ですよ、それは。はっきりしとるんですから、職員を信用したために８５０万円損失を増大させたと、責任が重いということは認めとるんですから、その重みをどのように行動に移していくんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

地元住民の方が地元自治会などのお金を私的流用していると情報を提供いただいたときに、公金についても徹底かつ専門的に調べ上げていたら、被害額が少しでも抑えられた可能性が高いわけですが、結果的には、当時の副町長、総務課長などにうそをつき続けるとともに、元会計室長の巧妙な手口犯罪によって隠蔽工作が図られたことにより、本人が横領を認め、警察の専門的な捜査が入る４月以降になってしまったことは遺憾であり、謝罪をさせていただくと思っております。

そして、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において、元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりましたことから、被害額の回収につきましては、刑期を終えて、今現在、刑期を終えておりますが、社会復帰した本年７月から返還を開始しており、１０月には今後１５年間で全額返還をする返済計画書に署名、捺印、誓約しており、町といたしましては、遅滞なく計画書どおり全額返済を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 町長の答弁を信じたいんですけど、これまで約束してきたこと、出所してから請求するということでありました。それから約１年が経過しております。７月から弁済されておるということですが、これは本当に認めとる以上は、やっぱり責任がありますよ、それは。過去の議会の一般質問のところに、新聞のスクラップを出しておりますけど、香川県内でもあります、高松市の場合とか。それとか広島の場合もあります。先ほど数名であるということを、職員の方で数名の方であると言われましたが、広島県の場合はその金額と同等の金額を積み立てて準備をしております。過去においても、まんのう町議会におきましても、議員のほうから、やはりそれは積み立てて、町民には迷惑かけてはいけないということも言うておりますので、もう少し幹部職員はよく考えてください。議会が大体１億円の歳費をもらっております。この議場でおる課長以上の管理職は約４億円の報酬をもらっております。約２０億円の税収を、この中でまんのう町を運営しております。非があったんやったら、やっぱりそれは弁済する必要が私はあると思いますので、この問題が解決するまで、私は議会はチェック機能、権能をすべきだと思います。

それともう一点聞きます。

この案件について、不正の証拠を持参したことを聞き、私は31年2月4日以降について、総務課長、長森課長に電話し、先ほども言いましたけど、確かに説明があったということでもあります。そういうことで、こういう中で、私も後からいろいろ聞いたんですけど、それぞれ議員の立場で、恐らく副町長とか町長とか総務課長に地元議員の中から忠告があったんでないかと思うが、もしあったとしたら、どういう内容であったのか、報告をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

この地元の自治会のお金の横領につきましては、副町長のほうから私のほうへは、議員さんから相談とか忠告があったかどうかというのは私のほうへは報告を受けておりませんが、本人は報告を受けておったかどうか私は分かりません。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 本人ということは誰ですか、副町長ですか、総務課長ですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 私が報告を受けたのは、副町長と総務課長のお2人から事の経緯の報告を受けたところであります。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今の報告を重く受け止めて、次の一般質問に入ります。

副町長、総務課長は、地元の議員から指摘とか忠告は受けてないという町長の答弁でありますので、これは、私、重く重く受け止めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 地元の議員さんから副町長、総務課長に話があったのかどうかというのは私は承っておりませんということで、それがあったかなかったかということは私は分かりません。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 もしあったとすれば、内部統制ができとらんいうことやな。

この間、香川県の町村議会の中で研修がありました。その中にはいろいろなデータとか報連相、俗に言う言葉ですけど、そういうのがやっぱり内部統制において総括的な欠ける部分、データのなものということでありましたけど、今、町長が聞いとらんいうことは、もし報告があったら、内部統制が取れなかったと私は判断しておき、次の質問に入りたいと思います。

○白川正樹議長 1問目は終わりですか。

○大西豊議員 はい。今、聞いとらんいうんやったら、それ以上、聞けませんので。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○大西豊議員 続きまして、町の公用車の管理運営についてお尋ねします。

公用車の総台数及び利用状況についてお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの、町の公用車の管理運営についての御質問にお答えいたします。

まず、公用車の総台数は、令和5年12月現在、122台ございます。うち消防団の車両が29台ありますので、町職員が公務に使用する車両は93台です。このうちリース契約による車両が7台あり、電気自動車1台はこちらに含まれます。

消防車両を除く町職員が使用する車両台数が多いのは、都会では公共交通機関や自転車、徒歩などで業務を遂行できるため公用車が少ないと推察されますが、住民サービスのため、この広い面積のまんのう町を移動する手段としてはやはり自動車しかないため、多く保有している状況にあると認識しております。 (三好郁雄議員退席 午前10時47分)

維持管理に係る費用といたしましては、車検、修繕料、定期点検料、損害保険料、公課費などがあり、当然、財政的負担という観点からは、町が所有する車両台数は少ないほうが望ましいと思われます。

一方で、必要以上に車両台数を削減することで、業務に大きな影響が出る事態は避けなければなりません。今後、公用車全体の保有台数を適正化するためにも、使用状況を具体的にみていき、適正な車両台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、利用状況につきましては、定期監査報告で走行距離や稼働日数について御報告させていただきますので、御確認いただければと思います。

○白川正樹議長 大西豊君。 (三好郁雄議員入室 午前10時49分)

○大西豊議員 今は議会の立場で質問しております。これまでも指摘しておりましたが、利用状況を教えていただきたいと思います。特に予算計上するときには、その車がどのくらい使われておるか、車検証を見れば、3年間ぐらいの走行距離が入っております。それは、今、町長言われるように、費用対効果でありますけど、予算を計上するときには、そういうことも考慮して、車検証のコピーでもつけて、この間の香川県の市町村の講演会でありましたように、やはり今はビッグデータ、デジタルを使って細かく説明すべきだということを講演に来られた先生が申しておりました。私はそのとおりであります。必要なものは必要なもの。先日、総務常任委員会で研修に行ったところは、面積はまんのう町より小さい半分ぐらいのところですが、30台ぐらいだと言われました。それで反対に相手から返ってきたことは、職員の車も入っとるんですかというぐらい、今まで私は研修旅行に行ったときは、公用車の数については興味がありますので聞いております。利用状況について、必要な方は車を置いたらいいと思うんですよ。今は特にタクシー会社、スタンド、休みを多くして本当に困ってるんですよ。こういう人がたくさんあれば、そういうところは共存共栄できません。その利用状況について、これまでも指摘しておりますけど、必要な台数まで削減せえとは言っておりません。この間の委員会においても、1点については理解をしてもらって、今後、職員の数を減らしていくと答弁がありましたので、町長

にはもう少し親切的な答弁をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

車の保有台数であります、保有につきましては、維持管理に係る費用といたしましては、車検・修繕料、定期点検料、損害保険料、公課費などがあり、当然、財政的負担という観点からは、町が所有する車両台数は少ないほうが望ましいと思われます。

一方で、必要以上に車両台数を削減することで、業務に大きな影響が出る事態は避けなければなりません。今後、公用車全体の保有台数を適正化するためにも、使用状況を具体的に見ていき、適正な車両台数の確保に努めてまいりたいと思っております。

なお、質問の利用状況につきましては、定期監査報告で走行距離や稼働日数等について御報告させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 それは私も監査の立場で指摘しとる。町長はどのように考えとるんですか、今の台数について。特に総務課の車を例に挙げてみますと、電気自動車類は年間60日とか70日しか利用してないんですよ。導入するときには、環境を考え、電気自動車を購入するという発言でありました。まず、自分の足元からやっぱり見直すべきであると思いますけど、もしその数字があれば教えてもらいたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

公用車の総台数は、令和5年12月現在、122台ございます。うち消防団の車両が29台ありますので、町職員が公務に使用する車両は93台であり、このうちリース契約による車両が7台ございます。

職員が使用する車両台数が多いのは、都会では公共交通機関や自転車、徒歩など、業務を遂行できるために公用車が少ないと推察されますが、住民サービスのため、この広い面積のまんのう町を移動する手段としてはやはり自動車しかなく、多く保有している状況にあると認識はいたしております。

維持管理に係る費用としては、車検・修繕料、定期点検料、損害保険料などがありまして、当然、財政的負担という観点からは、町が所有する車両は台数が少ないほうが望ましいと思われませんが、一方で、必要以上に車両台数を削減することで業務に大きな影響が出ることは避けなければなりません。今後、公用車全体の保有台数を適正化するためにも、使用状況を具体的に見ていき、適正な車両台数の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 同じ答弁ばかり繰り返して、時間がなくなるばかりですよ。もう少し親切、丁寧にいただきたいと思います。

一点、申し上げます。例えばまんのう町の可燃ごみ、週1日制から2日制を導入しまし

た。これも委員会で発言しました。今、パッカー車は3台あるんですけど、1台はまんのう町内の業者に業務委託し、効率よく運行しております。これは令和2年から4年までの数字を見てみますと、400万円業務委託料が増えております。細かい数字は調べておりませんが、この前の議員の研修のときと同じように、やっぱりいろいろ業者に委託するのであれば、何が必要で何が必要でないか、1台減らしとるんだから、ガソリン代とかそれも減らしたら、人間も、外注業者から、何台か走っております。迅速に効率よく走っとると思います。これはそういうことを、この間、委員会でも職員については住民課のほうから相談を受けとるようですので、例えば職員の数については、今回、触れておりませんが、やっぱりそれは政策を変えるときに、1台外注するのであれば、通常、町の場合は、多分、パッカー車は3人ぐらい乗ったと思います。

再度、お伺いします。

そういうことを各課で考慮すべきであると思いますが、お考えをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 公用車の保有台数を適正化するためにも、使用状況を具体的に見ていき、各課とも十分協議し、適正な車両台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 時間がないので、2番目と3番目を簡単に質問します。

建設機械等の台数及びリース作業車の契約方法について、3番、ドライブレコーダー、アルコール検知器等については備品を購入しておりますけど、どのように活用しているのか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの建設機械等の台数及びリース作業車の契約方法についての再質問にお答えいたします。

まず、建設機械等の台数等ですが、建設課においてミニショベル1台、3トンドンプ1台、琴南支所においてミニショベル1台、3トンドンプ1台、除雪用に冬季のみ借りているブルドーザー1台となっており、全て月払いのリースレンタル契約をいたしております。

次の質問ですが、ドライブレコーダー及びアルコール検知器の活用方法についての再質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーの設置状況ですが、平成28年度に当時の公用車全体に取付けを行っており、車両入替えがあった際は、ドライブレコーダーの付け替えを行っているところでございます。

また、本年1月1日よりアルコール検知器の使用義務化規定が施行されましたが、本町においても、昨年度、アルコール検知器を整備し、運転前後に酒気帯びの有無を確認するよう運用を開始しておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西豊議員 時間は足りませんでしたけども、発言の時間が参りましたので、これで終了します。答弁のときには同じことの繰り返しをせんと、やはり言論の府は議場です

ので、その点を今後考慮していただきたいと思います。

○白川正樹議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 4番、常包でございます。議長の許可をいただきましたので、12月議会、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私ごとで申し訳ありませんが、少々風邪がまだ完治してない関係がありまして、告知放送をお聞きの皆さん、また、議場の皆さんにもお聞き苦しい点があろうかと存じますが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問で、新年度の予算編成と執行体制について伺いいたします。

令和6年度の予算編成作業が進んでいることと存じます。編成方針、編成作業の状況についてお示してください。どのような事業にどのくらい予算をつけるのか、来年度の事業はどのような目玉があるのか、大変重要な課題であります。

令和4年度の一般会計の決算は、財政調整基金を取り崩した関係上、1年間の単年度の収支は2億4,000万円余りの赤字でありました。来年度の財政運営はどのようなのでしょうか。

昨年の答弁、また、昨日の答弁で、6年度の大型の事業が述べられましたが、どのような形になりますか。満濃南小学校、農村環境改善センターの取壊し等が上げられておりますが、どのように進みますか、お示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、令和6年度の予算編成方針と主な施策、想定予算総額の御質問にお答えいたします。

現在、各課からの予算要望をおおむね締め切り、その取りまとめの作業段階でございます。議会終了後から年末年始の休暇を挟み、1月中旬頃まで各課からのヒアリング実施というスケジュール感で考えております。

予算編成の方針ということですが、国は概算要求の中で新経済・財政再生計画、経済財政運営と改革の基本方針2023を踏まえ、地方の一般財源の総額について、令和5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしております。このことから地方行政サービスの安定的な財源確保は図られると判断はできるものの、計画行政の推進と健全財政の堅持を基本姿勢として、新たな行政ニーズに臨機応変に的確に

対応するため、常に費用対効果の検証を進めながら、最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営を目指して予算編成を行っていくこととして予算編成を進めております。

また、来年度の予算規模ですが、歳出で120億円強となるのではないかと考えております。令和6年度は農村環境改善センターの解体跡地整備事業、勤労青少年ホーム吊り天井撤去、仲南サブセンター更新などの事業実施予定があります。満濃南小学校のプールの改修につきましては、6年度に実施設計、7年度に工事を行うこととなりました。また、令和7年度の基幹システムの標準化統一化完成に向けた基幹システムの開発事業もあり、令和5年度当初予算より規模は大きくなりそうです。今後決定されるであろう地方財政計画なども考慮しながら、3月の定例会に向けて編成作業を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。先ほど決算のお話をしましたが、決算審査で監査報告の意見の中で、仲南公社の経営改善について、これまでの経営改善計画それぞれ何回かされてきましたが、有効に活用され、成果となって現れるように期待するというような意見もなされていたというふうに思いますが、その点を踏まえて、今回の予算についてどのように受け止められておるか、改めてお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、監査意見をどのように反映していくのか。仲南振興公社の経営改善の具体化を期待されているが、二つの振興公社所管課を統合するなど機構改革が必要ではないかの質問にお答えいたします。

監査の中でも指定管理者の指定事務については、おおむね適正に執行されていたとの監査結果、また、経営改善について取り組んでいることについては評価をいただいております。

しかしながら、監査意見として仲南振興公社の指定管理者評価委員会での評価が低いこと、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に継続的に達成し、住民サービスの向上、健全な施設運営を行っていくためにも、調査報告、経営診断及び経営改善計画が有効に活用され、成果となって現れることを期待するとの意見でございました。

現在、人材育成研修と食堂メニューの見直し、商品陳列等レイアウトの改善等を行っており、公社に自主性、自立性を持つことを期待し、研修を実施いたしております。町としても施設の設置目的、公共目的を達成するためにも積極的に関わっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。最初に言われたように、最小の経費で最大の効果を生み出すように予算編成を進めていただきたいと思います。その予算の執行体制についてお伺いいたします。

組織の再編、また、各課の仕事の持ち分について、変更を予定しているのかどうかお伺

いたします。

一例ですが、仲南、琴南、二つの振興公社の担当の課が地域振興課と企画政策課と別々になっております。町として統一的な対応、二つの公社の観光資源を連携して活用していく、そういった観点から、一つにしたほうがよいのではないかと私は思います。地方創生、地域活性化、商工観光、企業誘致など、大変大きな重要な課題が、最近、地域振興課に集まってきているようにも感じます。どのように受け止められておるのか、所見をお示しく下さい。

高松市や丸亀市などで来年4月に機構改革が行われるとの新聞報道がありました。住民にとりまして担当課が頻繁に変わるのはよろしくないと思いますが、その時代時代といえますか、適切に業務を執行していただく、そのために見直すことは必要だと考えます。

また、複数の課にまたがる事業について、リードする課と申しますか、取りまとめる部署をはっきりしておくことが必要だと考えます。一例を挙げれば、四条公民館の増築工事、満濃農村環境改善センターの取壊し、四条こども園の駐車場工事、それぞれ事業は別々で、担当する課も別々であります。全てが関連しているようにも私は思います。それぞれの施設の利用者の駐車場の確保であり、また、人の動きの交通安全であったり、大きな課題だというふうに私は思います。最初に全体計画、全体像を町民、議会に明らかにしていただきたいと思います。あえて申し上げるならば、都市計画が不十分でなかろうかとも感じます。

今後はこのようなことがないよう計画の推進を求めたいと思いますが、所見をお示しく下さい。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、役場の業務執行体制についての再質問にお答えいたします。

役場の組織再編につきましては、議員御指摘のとおり、複数の所属が所管している業務がございます。これについては先天的な理由と後天的な理由があります。

先天的な理由として、もともと所管していた業務が組織再編により一部の業務を保持したまま業務が進行している理由が挙げられます。議員御指摘の振興公社の所管がこれに当たります。これは指定管理の局面と地域振興の局面を統一することを表し、言い換えますと、振興公社はもちろん、他の指定管理に関わる管理監督側の業務と地域振興として指定管理団体のサポート業務を統一することです。こちらはどちらの課も本庁舎の3階に位置しており、相互に連携が取りやすく配置しております。なお、この配置については、住民や諸団体に耳を傾けながら体制整備を検討したいと考えております。

次に、後天的な理由として、新たに国の政策により生み出された業務を関与する課が所管するといった理由が挙げられます。こちらはこども家庭センターがこれに当たるものと思われます。この政策は妊娠から18歳未満のお子さんを統括的に支援していく組織であります。妊娠期から子育て期にわたる母子健康と子育て支援の一面、また、子育て家庭の

相談窓口であるこども家庭総合支援拠点の一面、これに加え、就学を支援する一面と多面的な対応が求められる組織であります。なお、こちらは令和9年度には組織することが望ましいとされていることもあり、現在、組織化の検討をしており、結果的に取りまとめる部署もおのずと決定しなければならないものと考えております。

また、四条公民館近辺の事例を挙げていただきましたが、ある程度、平行に事業を進捗させる必要がありました。その理由として、施設整備は周辺の方々や御利用いただいている方々の協力なくしては進められるものではございません。しかも協力をお願いする方々は施設それぞれであり、所管する担当課による隅々に行き渡るような連絡体制が必要でございました。かといって、全てを一度に使用できなくなるようでは、御利用いただいている方々に御迷惑をおかけいたします。そういったことで、各工事の進捗状況を確認しながら、関連工事を同時進行しているわけでございます。全体像についての周知がおろそかになったこととは存じますが、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。予算を執行する体制づくり、そこはきちんと内部で議論をしていただいて、どういう体制がいいのか、それは住民にとってもプラスになるわけでありますから、そこはきちんと精査をしていただいて、今から条例改正等はなかなか難しいのかもわかりませんが、組織の所管の配置、十分精査をしていただいて、よりよい予算ができ、それがよりよく執行できる体制をつくっていただくことをお願いして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

ここで、一般質問の途中ですが、休憩を取ります。議場の時計で13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

常包恵君、続いて、2 番目の質問を許可します。

○常包恵議員 失礼いたします。告知放送をお聞きの皆さん、改めまして、4 番、常包です。二つ目の質問をさせていただきます。もうしばらくの間、お付き合いを願いたいと思います。

それでは二つ目の質問、まんのう町の価値を高めるということでお尋ねいたします。

私はまんのう町の行政の大きな目的、裏返せば、価値を高めるために行政があるというふうに思うわけです。住民サービスを充実させるということは、まんのう町の価値を高めるためにあるというふうな、裏返して言えば、言えるのではないかと考えています。そして、今回は特に山間部の価値を高める問題についてお尋ねいたしたいと思います。

2 年前、2021 年、町の山間部、琴南、仲南、長炭地区を対象に、日本で最も美しい

村連合に加盟いたしました。２００５年に発足した団体で、今年６月には北海道標津町で総会が開催されたとお聞きいたします。

この団体の設立目的、活動内容、そして他の加盟されている市町、そして、まんのう町はこの団体にどのようなことを期待されているのか、どのようなことをしていくのかお示しください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、琴南、仲南、長炭地区を対象とした「日本で最も美しい村」連合に加盟している。団体の設立と加盟で期待することはについての御質問にお答えいたします。

NPO法人「日本で最も美しい村」連合は、フランスの「最も美しい村運動」をモデルとし、２００５年１０月に七つの自治体が集まって発足しました。まんのう町も中山間地域、琴南・仲南・長炭地区を対象として、「まんのう町美しいまちづくり協議会」が２０２１年７月に「日本で最も美しい村」連合の総会にて６９番目の加盟が承認されました。

設立目的は、自然豊かな農村景観や伝統文化などの地域資源を活用し、美しいまちづくりの推進を図り、地域資源の保存と地域活性化に寄与することを目的といたしております。

現在の主な活動として、ひまわり振興協議会、島が峰の原風景を守る会、佐文綾子踊保存会と地域住民との地域活性化活動が主な活動であり、１０月４日の「美しい村の日」には、活動団体を中心に地域の清掃活動が行われております。

また、本年度は「ひまわりまつり」の際に、加盟町村地域の交流で徳島県上勝町の参加を企画していましたが、祭り自体が中止となり、断念いたしました。

本年、琴南地区内田にてコウノトリが営巣し、無事、巣立ちを迎えることができ、長炭地区の亀越池周辺にもコウノトリが飛来してきております。このような状況は設立目的である自然豊かな農村景観を象徴するような状況であり、今後、何らかの活動等に結びつけていくことができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ、後でもう少し具体的に聞いてまいりたいと思いますが、町の７割、６９％が森林であります。その多くが琴南・仲南・長炭地区にあります。また、農地も農地の畦畔、あぜが高く、作業効率の悪い中山間地が多くを占めております。

昨年９月議会の所管事務調査、住民生活課の資料によりますと、琴南・仲南・長炭地区の人口は、平成１９年１万６６７人が令和４年には８，１５０人、何と２，５１７人、約２４％、４分の１が減少しているという状況であります。琴南地区は３，０１２人から１，９９１人へ３４％、長炭地区は３，１５７人から２，４７８人に２２％減少という報告がなされております。近所の商店がなくなり、学校がなくなり、病院がなくなる。本当に不便さが先に立つ地域であります。今後も人口増というのは難しい課題かなと感じております。

若者の住宅取得支援事業が打ち出されておりますが、昨年４１件、３地区には８件ありましたが、琴南の中通地区より南側、炭所西や炭所東地区ではゼロであります。

しかし、総合計画のアンケートにありましたように、昨日の議会質問にもありましたように、まんのう町の誇れる豊かな自然は山間部にあります。私は町の価値を高めるキーワードとして、町内に眠っている宝物を探す、ないものねだりではなく、あるもの探しというふうには考えております。まんのう町に来ていただく人を増やしていく、関係人口を増やしていく、どのような施策が検討されておりますか、お示してください。

また、まんのう町にゆかりのある著名人の方々から町を情報発信していただく方法は考えておられないのかお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、山間部は町が誇れる自然が豊かである。不便さが役に立つが、交流、関係人口をどのようにして増やしていくかについての再質問にお答えいたします。

交流人口・関係人口の増加に係る新年度の新たな取組を考えておりますが、現在行っております各種イベントは継続して実施いたします。体験型の交流事業として、ひまわり振興事業で「ひまわり栽培体験」を実施していこうと考えております。ひまわり振興事業は観光面の交流人口としての活動は行っておりましたが、栽培体験を通してまんのう町での関係人口の創出に期待が持てるのではと考えております。琴南地区の体験型グリーンツーリズム事業「そば栽培体験」、また、エコツーリズム事業と共に施策を展開していければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。まんのう町の著名人の方々からの情報発信というのがいろいろ御意見があったんですけど、何か具体的な方法は考えられてないでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 まんのう町にゆかりのある著名人からの情報発信についてということですけど、今現在、町の観光関係の情報発信としまして、中讃広域のほうの事業のほうに取り組んでおります。その中で町の有名な方に出させていただいて、ユーチューバーにはなるんですけど、その方に出させていただいてというようなことも考えております。

今、おっしゃられるようなゆかりの方の著名人のほうに情報発信ということで、どういう部分の情報発信をしていくのかという部分を、今、御提案もいただきましたので、また検討もしていけたらと考えますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。役場だけでなかなかそういう企画というのは難しい問題があらうかと思えます。当然、相手方、民間の方の力も借りんといけないし、住民団体の皆さんの力も借りなければいけない。その方をつなげる組織、先ほどコウノト

リとかそばとか島ヶ峰の話も出ましたが、そういう観光資源、それぞれ点と点をつなぐ組織として、観光協会が私は必要な時期に来ているのかなというふうに思っています。

残念ながら、ツーリズム協会を設立しましたが、不明瞭な経理、活動実績が問題となりましたし、役場の関わり方も問題となったと思います。私も令和2年、もう少し時間をかけてつくるべきではないかというような質問もさせていただきましたが、まんのう町がほかの町に負けない戦略をもって施策展開をしていく、まんのう町を売り込むという思いを、誰が、どこが実践していくのか、それはやっぱり組織が必要でないのかなというふうに思うんですが、町長のお考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

事業者、住民が連携して施策を進めることが必要で、その中心に観光協会を設立しては、町職員の出向も検討してはについての御質問にお答えいたします。

観光協会の設立につきましては、まんのう町の観光資源の一層の観光アピール、また、商工会と連携することで、新しい観光資源、観光名所の発掘が期待できるものと考えております。設立について検討することが観光行政の施策展開にもつながると考えますが、役場内に設置するか、別組織を立ち上げるのか、どのような形態が望ましいか、前向きに研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 2年ぐらい前でしたかね、連合自治会さんが岡山の矢掛町のほうに研修と一緒に連れて行っていただいたんですけど、そこでの観光協会の取組も見させていただきました。ぜひそういうところ、近隣の市町も参考にさせていただきながら、やっぱりタイムリーにしていかないと、出遅れたら何もならぬので、その辺、ぜひ研究を早急にさせていただきたいと思います。

それで、タブレットのほうに、私の一般質問の中の令和5年の12月議会の中で私のフォルダがあります。またぜひ見ていただけたらと思います。三霞洞溪谷と、それからコウノトリの写真を掲載しておりますので、見てください。

讃岐十景に選ばれている三霞洞溪谷で、私、ちょっと提案を何点かさせてもらいたいと思うんですけど、四季折々にライトアップをできないかなと思っています。特に今の時期はイルミネーションがいろんなところで華やかににぎわっておりますが、温泉公園の木々にイルミネーションはどうなんかなというふうに考えています。

また、エピアの第2駐車場、今、あんまり車止まっていないですね、ほとんど。水道水の確保が課題というふうにもお聞きいたしておりますが、オートキャンプ場のようなものに利用、活用することはできないのでしょうか。隣に入浴施設があるという利点も踏まえて、施設全体を、地域全体を活性化するというのを提案したいと思います。

先ほど町長からありました島ヶ峰のそば関係、川奥のそば道場についてはほとんど満員の状態というふうにホームページで見せていただきましたけれど、そういう地域の方との

連携も今後期待したいと思います。

先ほど長炭地区、内田地区のコウノトリのお話の紹介がありましたが、本当に亀越池周辺にたくさん毎年のように飛来しておりますコウノトリを何とか活用できないかなと私も考えている一人であります。

今回の12月議会で電柱ごと巣を保全していくという補正予算が提案されておりますが、今後ともひなが誕生、巣立っていくことを期待したいというふうに思います。

それで、町内各地にコウノトリが来ているということは、それだけまんのう町が自然豊かな町ということが、コウノトリが生息しやすい町ということが証明されていることだというふうに思うわけです。多くの方が来られてもなかなか困ることもあるのかもわかりませんが、町を売り出す一つの題材として活用を研究したらいいのではないかと。

そして、地域の主力産業であります米に付加価値をつけていくこと、コシヒカリだけではなく、他の品種の栽培、特産化も研究をしてはどうかというふうに考えています。

以上、何点か提案しましたが、御所見がありましたらお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、三霞洞溪谷で四季折々のライトアップ、駐車場をオートキャンプ場に活用できないか。長炭地区は亀越池周辺にたくさん飛来するコウノトリを活用できないかについての再質問にお答えいたします。

三霞洞は土器川上流の阿讃山脈の溪谷で、昭和の初め、四国新聞社選定の讃岐十景の一つに選ばれた風光明媚な景勝地であります。

質問の内容のライトアップについての御意見ですが、交流人口の拡大に寄与できる可能性はあると考えますが、設置に係る費用、維持管理に係る費用、管理をどこが行うかを検討する必要があると考えます。可能性があるのかどうかを検証してみたいと思います。

エピアの第2駐車場のオートキャンプ場の利用についてですが、用地につきましては、道の駅の第2駐車場で香川県の所有地であり、管理をことなみ振興公社が行っており、県有地であるために、利用等については非常にハードルが高く、難しいのではと考えております。

また、常包議員さんがお示しのとおり、現在、長炭地区の亀越池周辺に多くのコウノトリが飛来してきております。本年は香川県内で初めて内田地区でコウノトリが巣立ちを迎えられましたことは住民の皆さん方の記憶に新しく、まんのう町はコウノトリが滞在できるほど極めて価値の高い農村原風景が守られた地域であることが証明されたと考えられ、農産物の付加価値も高めることができると期待している次第でございます。

まんのう町のヒマワリやソバ、さらにカリンにつきましては、これまでの政策や関係団体の熱心な活動によって、対外的な認知度は徐々に高まっております。このような特色のある農村地域に新たにコウノトリの飛来地が加わったことで、まんのう町原風景を将来につなげる活動の一助になると考えております。

今後、包括的に町内農産物の付加価値を高めてゆくために、町内外の関係機関と連携を

密にしながら協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。それぞれの課題というか項目を、先ほど言われたように包括的に考える組織、団体、人が必要だと私は考えます。組織が要ということは人が必要なわけですね。だから、それが役場の中にいるのか、商工会の中にいるのかは別にしまして、このことを真に考えよる人をつくらないと、なかなか前に行かないというふうに思いますので、ぜひ包括的にといいますか、全体を考えてするには、私は今現時点においては、観光協会のような組織をつくっていく必要があろうということを申し添えまして、二つ目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 それでは、最後の質問になります。会計年度任用職員の待遇改善についてお伺いいたします。

ちょっと聞き慣れない言葉ではありますが、従来の臨時職員が会計年度任用職員というふうに制度が変わりました。一日の臨時議会の中で、町の正規職員の方は219名、会計年度任用職員の方は283名おいでという答弁がありました。正規職員より多い会計年度任用職員の方、従来の臨時職員の方の職種別の人数、部門別の人数をお示しくださいということで、タブレットには上がっていますが、一応、答弁の中でお示しいただけたらと思っています。

私はこれだけの職員の方が存在するおかげで住民サービスが適切に提供できているというふうに理解しておりますが、中には人材確保に苦労している職種、職場もあるというふうにお聞きします。現状と課題についてどのように認識されているのかお示しください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、会計年度任用職員の職種別、部門別人数及び人材確保に苦労する職種、職場もあると聞くが、現状課題をどのように認識しているのかの御質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の職種別、部門別人数についてですが、こちらは手元タブレットに283名分の資料を添付してございますので、御確認いただけたらと思います。

また、職員の配置の状況におきましては、おおむね適正な人員を確保できていると考えております。特に一般事務補職においては、求人情報を出しますと、それなりのスキルを身につけた方が応募してくださっている状況であると認識しております。

しかしながら、一部の現業職等においては、求人に対して求める人材の応募が難しくなりつつある傾向にあります。将来の人材確保に向けては、どのように求められる人材を確保していくのか、待遇改善を含めた諸条件を協議しながら検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 学校教育課長、川原涼二君。

○川原学校教育課長 常包議員さんの、人材確保に苦勞する職種、職場もあると聞きますが、現状課題をどう認識しているのかとの御質問に教育委員会部局としてお答えいたします。

先ほど町長部局からの答弁にもございましたが、教育委員会部局といたしましても、会計年度任用職員の処遇改善、これは早急に取り組むべき課題と考えております。

質問通告書の中にもありましたように、会計年度任用職員の方々の力なくしては現在の住民サービスの維持は困難であると考えております。しかしながら、教育の現場、子育て支援の現場におきましては慢性的な人手不足の状態であり、欠員や休暇の申出があった場合、職員の配置に苦慮しているところでございます。

このような状況から、待遇や労働環境をより充実させ、人員確保に努めていく所存でございますが、全国的な人手不足、特に地方部のマンパワー不足を解消する手だては一朝一夕に進められるものではございません。今後は働き手市場の実情や財政事情等を考慮した上で対応策を検討し、また、国、県にも支援を働きかけていきたいと考えております。

先ほど、御質問の中で人数にも触れていただきたいということでございましたので、少し人数に触れさせていただきます。

教育委員会部局に所属しております会計任用職員については、総計１７８名ということになってございます。これには、数の多い順に申しますと、保育教諭、支援員、調理員、町講師、用務員、保育助手、その他の職種になってございます。これらの方々のこれからの人材確保、それらを含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 御丁寧な答弁ありがとうございました。いろいろまとめていただいてありがとうございます。

これだけ多くの方がいて、やっと町の行政が回っているという認識だと思います。残念ながらマンパワーの確保が難しいという、まんのう町というこの地域の田舎の状況も加味してあろうかと存じます。

日本社会全体では、やっぱり公務員だけではなくて、正規、非正規の格差というのがずっと、最近、問題、課題となってまいりました。公務員職場でも官製ワーキングプアという言葉をお聞きになったことがあろうかと思いますけれど、臨時・非常勤職員の労働条件の改善というのが課題となっております。当該の方の声や、また、労働組合の皆さんやマスコミの皆さん、いろんな方の御支援があり、国が地方公務員法を改正し、令和２年度から会計年度任用職員制度というのがスタートしてまいりました。

会計年度任用職員の方は地方公務員法の適用となりますので、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の対象というふうになっております。このことは国のマニュアルでも明記されております。ですから、正規職員の皆様と同じように法律の体系、規定があるということでもあります。

こんな中で、会計年度任用職員の制度の中でも定期昇給制度、期末手当、休暇制度、改善してまいりました。今年の人事院勧告の中では、昨年に引き続いて給料表が改善され、平均0.83%、特に若い方の賃金改善が進み、高卒初任給では月額1万2,000円、大卒では1万円の引上げとなっております。正規職員の方については、先ほど言いましたように一日の臨時議会で4月に遡って引き上げることになったところでありますけれど、国は会計年度任用職員の方についても、常勤、正規の方に準じて4月に遡って引き上げるよう求めているところです。既に5月の段階でも文書が出されております。これらのことから、県内では香川県、高松市、丸亀市、善通寺市など8市は全てです。それから町では三木町が4月に遡ると聞いております。まんのう町ではなぜ正規職員と同じようにできないのか。私は働く者の権利、人権に関わる問題だと考えております。正規の方が人権を実施しないとすれば、これは大きな問題としてマスコミも取り上げるんじゃないかと思うんです。皆さんも怒ると思うんです。臨時職員の方は4月に遡らなくていいというのは私はないと思うんですが、町長の考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、なぜ会計年度任用職員の4月改定遡及ができないのかについての再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の令和5年度に係る給与改定差額の遡及支給を行わない根拠、理由といたしまして、会計年度任用職員の遡及支給に係る予算が約3,000万円の増加となる見込みであることが一つ挙げられます。背景として当町における財政状況について申し上げますと、近年、給与のベースアップや期末手当の増額に伴い、人件費が増加傾向をたどっており、正規職員の定年延長制度の導入される中で人件費は増え続けております。そういった中で、3,000万円といった高額の歳出について協議した結果、今年度においては見送らざるを得ないと判断した次第でございます。

次に、近隣他町の状況があります。私どもが聞き及んでおるところによりますと、近隣の琴平、多度津、綾川、宇多津町なども本年度は遡及支給を見合わす予定であると聞いております。恐らくは前述の予算増加の問題や後述の事務負担及び手計算による事務ミスリスク管理の観点から判断されたと推測されますが、今回の不支給という当町の判断が財政状況や地理的環境を類する近隣と足並みがそろっていることは一定の妥当性があると言えるかと思います。

また、仲多度3町や近隣町におきましては、かねてより様々な部分で連携し、協力し、取り組んでまいりました。そういった中で、人事給与といった主要施策についても、お互いに各町の状況を判断しながら足並みをそろえていくことも肝要ではないかと考えております。

それから、会計年度任用職員のシステムが遡及事務に対応していないことも要因であります。システム業者に何度も確認しましたが、年末調整にシステム改修が間に合わないことと、令和4年度において、他市町において改定差額の遡及計算をエクセルなどを用いて

手計算により行った自治体も顧客内に複数団体存在したそうですが、誤支給が散見されたそうであり、人員の入れ替わりが激しい会計年度任用職員において、退職時の過誤金の請求に応じない場合など、リスクマネジメントの観点からも、手計算による遡及支給は見合わせるべきであると考えております。

さらに細かく言いますと、遡及支給といいましても、固定給、時間外給与の遡及計算だけでなく、賞与額の割戻し計算、賞与額変更に伴う共済掛金の短期、介護、福祉遡及計算、共済負担金の短期、介護、福祉遡及計算、給与及び賞与額変更に伴う全期間の雇用保険料遡及計算など、手続が膨大になるため、280名を超える職員一人一人の当該計算を手計算で間違わずに処理することが非常に困難であることを御理解いただきたく存じます。

ただ、全国的にも非正規雇用職員の待遇改善が叫ばれておる昨今でございますので、当町といたしましても、そういった働きかけを行っていく必要があるとの認識でございますので、今年度におきましては、前年度より引き続き正規職員同様に期末手当率の増率を行うほか、来年度におきましては、正規職員に準じた給与表改定により、給与の大幅な増額改定も予定しております。

また、今後のまんのう町の人事運営の大きな方向性としても、財政面を考慮しつつではありますが、職員の待遇改善については前向きに考えていきたいと存じておりますので、今回の遡及支給見送りについては、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ちょっとその細かい話はまた改めてしたいと思います。理由の問題について、国の通知を少し紹介したいと思います。

5月2日、総務省給与能率推進室長から改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いをします。

また、8月25日、全国人事委員会事務局長人事担当課長会議で、同じく給与能率推進室長は、各地方公共団体においても、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、給与改定の実施時期、すなわち遡及適用を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本としていただきたい。

11月15日にウェブ会議で香川縣市町の人事担当課長会議がありました。その中で香川県自治振興課は、不適切な理由で年度途中で給与改定を行わないことがないようにお願いをします。

また、総務省の人事自治財政局は、11月10日に、給与改定に係る一般財源は追加の財政需要額及び地方交付税の増額交付で対応する、このようなことまで述べております。

ここまで指導、助言が具体的にあるのに、まんのう町は遡らないと、先ほどの理由を言われるんだったら答弁はいいんですが、まんのう町の会計年度任用職員の実態についてお尋ねいたします。

事務職、基準となる会計年度の方の賃金の基準となるのは、正規職員の方と同じ給料表を使っています。どこを使うかによって変わってきますが、事務職の場合は1級9号給、

15万8,900円が基準と条例に載っています。その場合に年収は幾らになるのか。会計年度任用職員の方は1年更新です。来年雇用があるかないかは分かりません。仮に2年継続勤務されたとすれば、3年後、5年後、10年後の平均の月額、年収は幾らになりますか。あわせて、高卒で採用された正規職員の方はどのくらいになりますか、お示してください。

今回の給料改定を実施すれば、先ほど言ったように、高卒であれば1万2,000円月額上がるわけでありまして、年間にすれば17万円ぐらい上がるのではないかと思います、年収で。それが先ほど言われた3,000万円ということでもありますけれど、本当に町の財政に支障を来す規模なのか、私はちょっと疑問を感じます。

それで、期末手当、先ほど職員に準ずるという話がありましたが、期末手当の支給対象者について伺います。

国は1週間の勤務時間が15時間30分以上と聞いております。県も国と同じです。県内17の市町のうち、七つで15時間30分、九つで20時間と聞いています。まんのう町だけが30時間とお聞きしていますが、これは事実でしょうか。そうであれば、早急な改善を求めます。

勤務時間についても伺います。1日の勤務時間を15分だけ短くした7時間30分の勤務者を退職金が出ないパートタイム会計年度任用職員とされております。先ほどの自治振興課は、さきの人事担当課長会議の中で、合理的な理由なくフルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することは適切ではないと触れておきますので、適切に御対応いただきますようお願いいたしますと助言されたと聞いております。見解をお示してください。

私は、3,000万円であっても、5,000万円であっても、これは役場の運営費用としてかかる費用だというふうに考えなければしょうがないのではないかと思います。会計年度任用職員という制度は、国が、先ほど言いました令和2年度につくった制度です。国にも正規と非常勤の格差があって、それを改善するためにつくった制度です。ですから、それを受けて各市町は改善するためにこの費用は必要なんだというふうに受け止めなくてはしょうがないのではないのでしょうか。それが3,000万円要っても、それは必要な経費だというふうに受け止めてほしい。そして、国も不十分かも知れないけれど、財政補填もしますよと言っている段階において、なぜできないのか。とりあえず実態についてお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

事務職員の給与額について、給料改定に係る歳出額について、期末手当の支給対象者の範囲について、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間についての質問にお答えいたします。

まず、事務職員の給与額についてですが、こちらはお手元のタブレットにある資料を御覧くださいようお願いいたします。

次に、給料改定に係る約3,000万円の歳出額についてですが、町の歳出は当初予算で約120億円となっております。その中で占める割合で考えると、見方によっては3,000万円という金額は影響は少なく見えるかもしれませんが、しかし、限られた税金の中、規律ある財政出動を行うべき行政といたしましては、近年、人件費が増加傾向をたどる中で、町の財政状況を総合的に判断した結果、今回の3,000万円という多額の歳出について見送るべきと判断させていただいた次第でございます。御理解いただきたいと思います。

また、期末手当の支給対象者の範囲についてでございますが、まんのう町の会計年度任用職員の期末手当の支給対象者が30時間以上となっているのは、財政負担について検討した結果、人事運用上、一定の基準を設けたからであります。

現在、会計年度任用職員の期末手当額は、近年の期末手当率の引上げの影響もあって、年額で7,500万円の歳出額となっております。また、今後も賃上げの機運の高まりもあり、増加していくことが予想されます。

そういった財政負担の増加が続く中で、もしまんのう町において国と同様の15時間30分以上の職員全てに期末手当を支給した場合においては、年間約3,000万円の歳出の増加分が上乗せされとの試算がございます。前述のとおり近年は人件費が増加傾向をたどる中で、規律ある財政出動を行っていくべき行政といたしましては、そういった財政負担とのバランスとの総合的な判断の結果、現在の基準としているところであり、御理解をいただきたいと思います。

また、会計年度任用職員制度について、国の示すところについて申し上げますと、期末手当につきましては、各自治体の実情に応じた制度設計を行うことについて問題ないとの見解がございます。それを踏まえた上で、まんのう町の実情に基づき、現在の基準とさせていただいていることをどうぞ御理解いただきたいと思います。

ただ、お示しいただきましたとおり、近隣他市町の状況を踏まえた上で、期末手当の支給対象者の基準についても、今後、見直しを行っていく必要はあると考えております。

会計年度任用職員の待遇改善は行政運営上の重要な課題と存じておりますので、今回、御指摘いただいた期末手当の支給対象者の拡大についても、財政面について協議を行いつつ前向きに検討してまいりたいと思っております。

最後に、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間についてですが、7時間30分勤務の職員の会計年度任用職員の勤務時間につきましては、職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間、施設の運営時間等を考慮した上で勤務時間を設定した結果と認識しております。

補足をいたしますと、パートタイム会計年度任用職員は正規職員と違い、基本的には時間外労働を行うことがないと考えられるため、正規職員と比較して勤務時間を短く設定していることも短い勤務時間の設定に寄与しております。

また、退職金の有無について申し上げますと、パートタイム会計年度任用職員において

は退職金は支給されていないものの、その点をカバーする意味合いでも、雇用保険の加入による失業保険が支給されることとなっており、パートタイム会計年度任用職員の福利厚生面を補完する仕組みとなっております。

また、年1回以上は所属課において人事評価の面談を行っており、例えばフルタイムへの転換を含む要望などを受付できる体制を整えております。もし今後そういった要望がございました際には、業務量や業務内容と照らし合わせた上とはなりますが、随時、真摯に協議、検討を行う所存でございます。

今後も、現状、正規職員同様に当町を支えてくださっております会計年度任用職員の方々の声を今以上にしっかりと聞いていきたいと考えておりますので、各種要望については、会計年度任用職員の立場に立って真摯に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 会計年度任用職員の方は1年更新なんですよ。私、嫌とはなかなか言えないんですよ、現実。期末手当の、先ほど、綾川町15時間30分、琴平町15時間30分、多度津町20時間というのが支給対象になっていますね。まんのう町だけ30時間、倍ですよ。これはちょっと財政云々の問題ではないと思います。会計年度の方に寄り添うという言葉は私はちょっと撤回してもらわんといかんのじゃないかなと。実態を皆さん御存じなのかどうか。まんのう町はいいというふうに過去言われていました。それがそうではないんじゃないかと。そこをもう少し実態をちゃんとお示しいただきたいなと。

先ほど年収の表がありましたけど、二百数十万円の年収の方が、先ほどの給料表を改定するだけで10数万円です。本来だったら、市に勤めていたら、例えば善通寺市だったら、10何万円もらえていたわけです、同じ仕事、会計年度の方同士で比べた場合。まんのう町は出ない。琴平も出ないかもわからないけど。1週間の勤務時間が20時間だったら、まんのう町はボーナスも十何万円、2か月だから30万円近い、出ないでしょ。善通寺は出るでしょ。琴平も出るでしょ、期末手当が。違うのかな。そういうふうに理解しているわけです、私は。ですから、二百数十万円の方が20万円、30万円の収入って大きいですよ、比率からして。大谷君の1,000億円の20万円じゃないですよ。そこはやっぱり生活している方の身になって、特にその方たちはものを何でも言うてくださいますと言われても、なかなか言える立場にはない、対等とはいえども、なかなかそうはならない、弱い立場というふうに私は受け止めるわけです。そういう方の実態をもう少し見ていただいて、それと先ほど言いましたように、来年、来れるか来られないかも分からないわけです。ですから、先ほど言った実損額について、せめて年内は無理かもわからないだろうけど、年度内には追加支給ができるような手だてはできないものなのかを考えていただきたいと思うんです。

正規職員の皆さんやったら怒ると思うんですよ、差額が出ないとなったら、まんのう町だけボーナスカットですよと言われたら。そこをぜひ研究いただいて、年度内にできる方

法を探っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後、ちょっと私の感情が入ったかもわからないけれど、本当に大事な大切な問題だと思いますので、そこは十分よろしくお願いいたしますと思いますし、そのことで下に合わせるんじゃないくて、やっぱりきちんとよくなる方向で合わせてほしいです。3町合わすんだったら、引っ張って行ってほしいです、まんのう町が琴平、多度津を。そういうふうにはお願いしたいと思います。まんのう町だからそれはできると思います。琴平、多度津を引っ張っていく力があると思いますので、御期待したいと思っています。

以上で一般質問のほうを終わりますが、1年間、執行部の皆さん、本当にありがとうございました。本当にきつい、時々、適切でない言葉もあったかも知れませんが、丁寧な御答弁ありがとうございました。

御町内の皆さん、放送をお聞きの皆さん、1年間、放送を聞いていただきましてありがとうございます。

来週から非常に寒くなるというようなことも言われておりますので、体調に気をつけていただいて、来年が健康ですばらしい年になりますことを御祈念申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、一般質問の途中ですが、休憩を取ります。議場の時計で2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 先ほど、昼、家のほうへ昼飯のときに帰っており、つつい県道から私は下りないかんですが、癖になって、ずっと野口ダムへ上がりまして、地蔵前まで行きました。天気はいいんですが、地蔵前のダム、刻々と貯水量増えております。不思議なものです。

それではまず、町長にお伺いいたしますが、5年の最後の質問者ということでございます。眠気を覚ましていきたいと思います。よろしく。

まず、11月5日から心配されておりました仲南地区の生活様式、これはオフトークで住民の方に節水をしてくださいというオフトークが約1か月いきましたね。これは町民の考え方がどのようになるか。その前にお伺いしたいのは、令和に入って、香川県、水道が統合されました。まんのう町が持つ責任の義務、広域企業団が持つ任務、どこらまでがそうなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

確かに11月5日に水道企業団のほうから依頼がありまして、仲南地区の水が少ないと、地蔵前ダムの水が少ないということで、オフトーク放送を仲南地区に限って始めました。それは節水を依頼するという形でございました。

それで、先ほど御質問がありましたように、水道企業団とまんのう町の役割の違いでございますけれども、水道企業団は平成30年に統合しまして、まんのう町の水道課がなくなって、水道企業団という形になりました。

水道企業団はそれこそ水を供給する役割というのがありまして、ひょっとと渇水になったとき、それで断水してしまったとき、そのときにはまんのう町に渇水対策本部というものを立ち上げて、渇水になれば、まんのう町が企業団と一緒に水の水の供給とか、そういう形で進めてまいるというような役割の違いがございますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そうしますと、渇水で断水になったときには、町ということであれば、その前、どうしようかなと判断する、非常に厳しいところ、断水しようかどうかというところはどちらに責任がございますかね。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

そのときには、やはり水道企業団のほうでしっかりとそういう責任といいますか、水を供給しているのは水道企業団でございますので、町のほうと協議はしてまいりますけれども、主体は企業団のほうにあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そうしますと、大体分かるんですが、オフトークを流す、いわゆる今回のように節水をお願いするオフトークを流す、恐らく企業団から依頼があって流したんだろうと思いますが、このオフトークを流す内容、時期、この判断はどこがおやりになりますか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの再質問にお答えします。

企業団のほうからオフトークのほうの文章の内容につきましても、これでどうだろうかという相談がありまして、ぜひ11月5日から放送してほしいと。責任については、水道企業団のほうにあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと責任の重みが、責任の時期が、私、企業団ばかりでもないのではないかなと。当然、町と相談の上で企業団に責任がありますよというのであれば分らないでもない。これはこの時期までは企業団の責任ですよというのはちょっと理解に苦しむわけなんです、それは間違いございませんね、そういう解釈で。今、課長がおっし

やる責任の取り方で間違いないですね。以後、問題が出てまいりますから、いいですか。企業団が責任を持つと、こういうことでよろしいんですね。町長、いいですか。いいですね。

それでは、参ります。ちょっと、これ、企業団から資料もらいました。といいますのは、検針が大体2か月なんです。使用量の検針が2か月。ですから、オフトークで節水をお願いする前、いわゆる8月、9月分で検針入っております。これが2か月間で使用量が7万6,416トン、10月、11月、2か月で使用量が7万2,289トン、たしか2か月で4,000トンは減っておるんです。ずっと話をしておりますと、この8月、9月であれば、気温が10月、11月と大分違いますから、使用量がちょっと多いんです。なぜ多いかという、今度は一番使用量の多いところをずっと20傑出してもとるんですが、特に仲南地区の場合、野口浄水場ですね。畜産農家、牛、鶏、ここに大量の水が行くんですね。家庭の何十倍も水が行っておる。ですから、これ、8月、9月が多くなりますよと。したがって、こういきますと、オフトークが11月5日からですから、10月、11月の使用量を日量に割りますと、1,200トンぐらい。その前、皆さんが適当な形で使っていたいておるのが1,300トン弱、これはあんまり変わりませんよという数字なんです。ですから、仲南地区は最小限必要な水はどうしても使うという数字が出とるんです。1日1,300トン。オフトークで言っても1,200トン。1日に100トンしか違わんというのは、畜産農家が暑いときには水の使用量がぐっと思い切って何十軒分も1牧場で減るわけですから、これはオフトークにはあんまり大差ないですよと、こういうことなんです。

それを頭に置いていただいて、大体野口ダムから春日水道を流れていって、浄水ポンプが2基あります。水源池に持ち上げるポンプが2基あります。1基は10月初めから回しております。1基は回しておりませんでした。1基だけで回して1,100トン余り、2基で大体2,000トン上がるんです。これの数字を見ますと、1日に千二、三百トンであるわけですから、2基を回したら、毎日、水量が上がってくる、こういうことは初めから分かっとるんです、原水があれば。なぜ1基だけで水位が下がってきたから、オフトークで言うてください、節水に協力してくださいと申したのか、そこら辺がちょっと不確定要素がある。なぜって、これ心配するんですね、やっぱりオフトークで流すと。

例えば財田川の上流なんです。財田川の上流で、仲南の方でも財田川が西の端に川が流れております、大体。西の端のほうに財田川が流れとる。仲南の東部のほうの方から電話がかかってくるんですね。おい、水大丈夫かと、こういう心配をされる。ところが、財田川が目の前に流れる流域の方の電話は、オフトークで、今、節水してくれと言いはるが、財田川はこんだけ水流れよって、何ぞ事故が起きとるんかと、こういう心配をされて電話がかかってくる。どう思いますか、この違いを。やっぱりオフトークを皆さん聞いておるんです。聞いておるけど、心配の違いがこんだけ違うんです。そういう心配が出てくるということを思ったことはありますか、このオフトークを流すことについて、どうですか、

町長。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 そのことにつきましては、先ほど朝倉課長が説明いたしましたように、まんのう町の水道課から企業団のほうへ事業が移っておりますので、事前に通告でそういった詳しい説明が欲しいというような通告がありましたら、十分調査をしてお答えしましたが、今の段階ではお答えすることはできません。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほど、町長、課長が言うのは、相談をかけて、オフトークで流すのはまんのう町でしょ。私、オフトークを住民の仲南地区の方が聞いて、水大丈夫かと、財田川を見ん地区の方は心配されよる。財田川が目の前に流れよる地区の方、流域の方は、こんだけ財田川は流れよるのに、何でオフトークで節水せえと言うんやと、どこか事故でも起きとるんかと、こういう心配をされよる。そこの違いなんですよ。これをどう思いますかとお伺いしよる。心配をされよる違いをどう思いますかと、オフトークで流したことに対して。心配の仕方を共有してないんですよ。ばらばらなんです。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

オフトークは、依頼してきたのは、もちろん水道企業団のほうで地蔵前ダムの水位が30%、40%になってしまったと。それは何の原因かといったら、9月、10月に台風が今年来んかったわけですね。雨量が非常に少なかったんで、地蔵前のダムが9月の最初には100%ぐらいあって、18メートル何ぼあったんですけども、それが13メートル、14メートルぐらいに下がってきて、水量が非常に下がってきて、じょんならんのやということで相談がありました。それで企業団のほうから、それだったらちょっと節水をまずは最初にオフトークで仲南地区の方だけに対して行っていただけないかという相談がありましたので、それやったら確かに台風が9月、10月は来なかったです。雨量が本当に少なかったわけですね。そういうことがあったので、11月5日からオフトークを流して、確かに財田川のほうには流量が多かったんで、その辺りの方はこんなに水が流れよるのに、何でオフトークで節水節水と言うんだろうとか、12月の広報に節水のお願いのチラシも入れておるわけでございます。そういった中で、11月16、17、18日ぐらいの大雨が降りまして、地蔵前のダムも18メートルぐらいに回復してまいりました。昨日現在が18.7メートルの水位を確保しているわけでございます。先ほどおっしゃっていたように、春日、横井と、それと2基のポンプを今フル稼働して上げておりますので、水位は水道企業団によりますと、1日に1,600トンぐらい使うと言われておりますけれども、それを超えて逆に余るぐらいたまっている状態が現在の状況であると思います。

さらに、川原議員さん、前、おっしゃっていただいていたように、冬の水というのは、やはり雨が少しでも降ったら、今日もそうですけれども、やはり地蔵前のほうにたまっていくというような現象も、春の水と違ってあるということもお聞きしました。そういった

中で、企業団のほうが心配を取って、オフトークのほうを流してくれと言われておりましてけれども、先週、お礼の文書を兼ねて、企業団のほうがまた文書を作ってまいりましたので、オフトークを、今現在は渇水をやめております。そういう状況でございますので、何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、ちょっとどうも現場をどういう、企業団の話ばかり聞いたんでもいかんもんがある。ですから、このオフトークの話、最後に流した言葉を言うたほうがよう分かるかもわからん。最後に、数日前に町民の皆さんに協力いただきましたと。これでオフトークをやめたわけですね。礼を言うのはいいんです。

このときに、11月17日が25ミリほど降ってます。私が言いよるのは、あくまで野口ダムの流量計です。18日が47ミリぐらい降ってます。70ミリぐらい2日で降っておる。ですから、1週間ぐらいは水どっと出たんです。けども、今はもう一月前の話なんです、雨が降ったのが。オフトークをやめたのがついこの間。11月の中頃に雨が降ったから回復しましたと。皆さんに節水の協力ありがとうございました。これではいささか現場が分かってないと思う。といいますのは、私どもの1基だけ回して、2基回したのは4日からなんです、ポンプを。1基はずっと10月頃から回してました。わずかに減りよった。それはそうですよ。ここに先ほど課長が言われた1,600トンというか、私がいただいたのは、でたらめな数字をほんだら私に持たせたわけですか、企業団が。1,200トン、1,300トン、少々の誤差はありますが、こういう数字が出とる。1基回して1,000トン余りいけば、微減なんですよ。2基回したら、完全に今度は増えるん分かつとるんです。ですから、私は初めから1基だけ回して、最後は地蔵前のダムの給水管が完全に浮いてくるぐらいのところまではいきました。でも2基回したら完全にあるのは分かつとる。毎年、私、見とるから。1日に1回、2回、夏であれば、私は農業用水ですから、野口ダムまでしか行かんのですが、今回は水道がこういう上水道の水源池が減っておるというのが分かっておるから、見には行きます、当然。そういう形になってきます。でも2基回せば増えるのは分かっておるから、ちょっと待ってくださいよと、企業団にはそう言うた、4日まで。その4日は判断していただいたらお分かりになると思う。3日にイベントがあるから、それまでは待ってくださいと、数字がいつてるわけですから。4日から2台のポンプを回してくれば、雨が降らなくても、一気に上がってきたんです。そういう現場なんですよ。どこの水が上がおるかを知っておかないかん。山に降って、水源池の上流、集水面積から流れてきた水では、今、雨が降ってないのにたまるわけがない。ポンプで2基上げよるからたまっておる。水利組合、農業用水の要請を受けて、そこから2台のポンプで2,000トンほど上げよるからたまっていきよるんですよ。そこをどう思われますかとお聞きしてる。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

そちらにつきましては、水道課がもうまんのう町にはないわけで、水道企業団のほうが全責任は先ほども言いましたようにありまして、私どもも水道企業団のほうから聞いた情報しか分からないわけなんです。だから、そういう判断につきましても、水量計を持っているのも水道企業団でございますし、水位のほうも水道企業団、地蔵前ダムのメーターを管理するのも水道企業団となっておりますので、そういう情報を、こういう状況になってますよぐらいは聞くんですけれども、その他の情報は今日から水量のほうも報告が町に対しては一切ないようになったんです。そういうことで、企業団のほうとしてしっかりと水源管理とかというのはしていただきたいと個人的には思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 万が一、こういうことが今年もまだあるかもわからん。今年はないかもわからんけど、今年度にもまだあるかもわからん、いつも多いのは大体2月頃が多いんですから。5年度にもまだある可能性がある。またまた水が足らんから、水道企業団、これでいけますか。町はそれは関係ないんです。企業団が全部責任です。そうではないでしょ。町民の命を守るんですから、企業団にそれはきちんと現場へ行って話してもらわないと、なぜ言えんのですか。それも言えんのですか、どうですか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの再質問にお答えします。

今後は水道企業団のほうとしっかり手を取り合って、情報共有しながら、大切な水のほうを守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 常識的な判断で、今、課長が言うように、まんのう町の中で一部かもわからん、仲南地区がこういうピンチになったときに、企業団にお任せって、今までの考え方が私は理解しにくい。今、おっしゃるように、お互いが協議して、どういう対応策があるのかというのは、企業団のほうが多いかもわからんけども、当然、一緒になって考えていくべきであると。今、課長は今後はそうしたいと。町長はどうですか。町長の考え。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 町長といたしましても、町民の生命と財産を守るのは最大の目的でございますので、今後とも、水道企業団とも十分連絡を取って、二度とこういうことがないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、私も大体納得、理解はできるんです。そういうルートをたどっていくと。最終的に4日から2台のポンプを回して、かなり水源池の水位は上がりました。当分、今度は野口ダムがしゅんせつしておったからこうなったんであって、野口ダムに多分な水をためておれば、こういうことはまず避けられた。でも、今年、あと2年

はしゅんせつ予定です。今年はこのように渇水の時期でありましたから、天候もよかったから、9月に落水して3,000立米のしゅんせつは済みました。つい二、三日前に西讃事務所のほうから水を今度は貯水する、野口ダムですよ、ためる方法をどうしますかというんで協議させていただきました。でもこの西讃事務所、県のしゅんせつするのは、既に渇水に仲南地区になる前に業者も決まっておるし、どの位置でしゅんせつするかも説明も済んでおったんです。済んでおったけども、上流から2,000トン、3,000トンの水はずっと流れてきてますから、そこをあんまり際で混ぜ回って、濁してすむと、その水が使えなくなる。ですから、違う場所で、ちょっとずれた場所でしゅんせつをしてくれるような努力は県がしてくれた。県は直接まんのう町に関係ないと言えないんですが、それぐらい心配してくれよ。それがまんのう町はもっと地元の住民の生命を預かる水源池のピンチを重く置いていただかないと困る。これは先ほど今後はそうすると言っていたいておりますので、特にここは気をつけていただきたい。

一つ申し上げたいのは、農業用水をポンプアップしとるんです。これについては、本来はやめるときに、皆さんに1か月ほどの節水協力のお礼を申すんなら、雨が11月に降りましたから水位がたまっただけではない。一言足りない、誠意が。私はそう思うんですが、この点についてはどうですか、町長。農業用水を2基のポンプを回して上げておる地区に対して、それが本来の言葉ですか。どう思いますか。

○白川正樹議長 執行部、答弁どうですか。

休憩をいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さん御指摘のように、渇水がある程度終わって、告知放送で、長い間、皆さん方の御協力をありがとうございましたという告知放送を流したときに、まだまだ地元の皆さん方への配慮が足らなかったということがありますので、今後は水道事業団とも十分協議をして、事前にいろいろ打合せをして、町民の皆さん方に不便がないように、また、御迷惑をかけないようにしっかり頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、ちょっと今の件について整理をさせていただきます。

こういうことは5年度にあり得るかも分からない、まだ。これから6年度からずっとまたいつ起きるか分からないのがこういうことだと思います。ですから、私も町長が言われておる、課長が言われておること、ちょっと頭の中で整理したいと思います。ちょっとお

願いも含めて、町民の考え方も含めて確認させていただきたいんですが、もう少し町が、企業団と町との責任の分担は分かりましたが、あくまで基本的にまんのう町民の生命を守るという意味から言えば、町がもう少し積極的に責任の視野を広げて、企業団と接すべきだと、これを私は強く要望するわけですが、その範囲内はいかがですか、町長。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

究極の目的は、やはり私といたしましては、まんのう町民の貴重な生命と財産を守るのが究極の目的でございますので、今後とも、企業団がどうのこうの、まんのう町がどうのこうのという前に、まずは一番に町民の皆さん方のことを考えて、今後、対処していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、この点はこれで終わらせていただきます。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 それでは、農林業振興についてお尋ねいたします。

まんのう町、非常に度々数字では言っておりますが、今年の場合、特にW C S、これを本格的におやりになった。基本的には牧場さんと生産者側が直接契約する。その契約の労をねぎらっていただいたのが町だと思っております。担当課課長だと思っております。です。生産者、また、牧場さんの考え方を、双方一番よく分かっているのではないかなと思っておりますから、まず課長に今年度の感触、そして、来年への取組方を、今、描いておればお聞かせいただきたい。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいま川原議員がおっしゃった、令和 5 年産のW C S の実績について、ちょっと触れたいと思います。

まず、今年、町長の町政報告の中でもありましたとおり、栽培農家さん、いわゆる耕種農家さん 1 9 戸で約 4 0 ヘクタールの作付を行いました。その内訳といたしましては、主食用米であるコシヒカリを約 1 7 ヘクタール、それと専用品種である「つきすずか」という品種が 2 3 ヘクタール作付されまして、ロールサイレージが 3 , 6 9 6 個、畜産農家さんに納品することができたところです。

それと、主食用米であるコシヒカリをW C S 用に転用した場合のロール数ですけども、1 0 アール当たり約 4 ロールでございました。それと、専用品種つきすずかは 1 0 アール当たり平均 1 2 ロール取ることができました。およそ 3 倍の差が出たわけでございます。

こういったことも受けまして、令和 6 年産のW C S の計画ですけども、まず、サイレージの買取り先であります畜産農家さんとの協議の中で、できる限り面積は増やしたいということではありましたが、刈取りの機械のこともありますので、一気に倍、3 倍という話にはまいりませんので、6 年産につきましては、まず 2 0 ヘクタール増やしまして 6 0 へ

クター、栽培農家さんにつきましては、19戸から25戸ぐらいの農家さんに取り組んでいただくということで、今、準備を進めているところでございます。

ただ、その中にあって、令和5年産の反省点として、やはり主食用米である場合は、どうしても刈取りができる期間というのが非常に短いということもあって、かなりの面積を作付した場合に、刈り取れずに終わってしまうという心配が今後出てくるということもあって、6年産以降の作付につきましては、専用品種のみで取り組んでもらうということをお願いしているところでございます。

それと、作付して、また刈取りを委託して、運搬をしてという話になりましたが、圃場整備とかで完了している農地なんかは、1圃地が10アール以上は絶対ありますので、そういったところで隣接する農道も幅員が十分に確保できていたということで、刈取り、運搬、非常にスムーズにいったんですが、やっぱり不整形な農地の場合には、刈取りにも非常に苦慮しましたし、運搬は最後までやっぱり置かれてしまったと。最終的には、サイレーンですので、ちょっと臭いが出るわけですね。民家に近いところで、ちょっと臭いの問題が最終的には出てきたので、圃場整備完了しているというところが一つの要件になるのかなというふうに思っています。

それと3点目は、田植えの時期につきましては、早期、中期、後期、大体3期に分けて田植えをしていただいて、平均して刈取りができるように当初から計画を立てて、苗を立てる段階から進めていきたいと、そのように考えております。

年明けにもみ種が届きますので、その段階で、来年度、令和6年産のWCSに取り組んでいただける耕種農家さんにお集まりいただいて、栽培の説明会をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私もこれは興味があつたもんですから、刈取り、ラップ作業、また、運搬のところ、いろんなところを見て回りました。今、課長がおっしゃる、当然圃場も大きくなければいけない。そうしますと、これ、圃場整備しとらないかんのかなと。それ以上に、やっぱり進入路、横の側道がきちんとしたものでないと、なかなか将来的に難しいのかなと。こういうことですから、これは解釈ですが、圃場整備をすれば圃場はよくなる、農道も広くきちんとなる、こういう地区を選定条件の一つと理解しておけばよろしいですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。農林課からお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃった圃場整備完了の圃地でなければ、WCS取り組めないのかというお話でしたが、それも買取り先である畜産農家さんに相談をかけるようにはなりますけども、やっぱり実感として、圃場整備完了圃地が優先されるとは思っています。現在のところ、申込みいただいているのは、ほぼ全域が圃場整備完了しているところでございますので、現在、農業委員会が令和6年度末までに作成しようとしている農業に関する地域計画の中で、町

内7地区で農業者座談会を開催しています。これまでは、人・農地プランのときには地域内の認定農業者の方を対象とした話合いで進めていたんですけども、地域計画の座談会では、地元の自治会の方であるとか水利組合の方、それと主要な農家さん、認定じゃなくとも、ある程度の面積を耕作されている方には来ていただいて、10年後の地域内の農地をどのように管理していくかという話合いを進めているところでございます。

圃場整備が完了している地域では、ほぼ出ない話だったんですけども、完了していない地域では、10年後の農地のことを考えると、やはり圃場整備ができていなければ作り手がいなくなるというお話は農業課題として出されております。どれぐらいの時期にどこを圃場整備の計画を立てるかという話が出たところもありますが、これから毎年農業者座談会を続けていくようになりますので、適宜、優先的に手を挙げた区域から、圃場整備ができるところから事業の実施に向けて行政として支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私はここはすっきりしといたほうがいいと思う。圃場整備完了地区内というのであれば、そうしとかなと、いろんな問題が出てくるだろうと、こう思うわけですが、この点についてお聞きするんですが、例えば私も仲南地区はかなり議会でも圃場整備を推進するのにこういう場に立たせていただきました。このまんのう町も合併以来、圃場整備の推進に向けて、度々ここで言わせていただいたんですが、なかなか大規模には、町長も御苦労なさっておりますが、動かない。ですから、今回、こういう機会を捉えて、やはりまんのう町の農業振興の基本的計画の中に、WCSをやるのであれば、圃場整備をしてからというような基本的な考え方を持ったほうが、なかなか圃場整備だけやってももらえないかといっても動かない。農家の方が、じゃあWCSをやりたいんであったら、圃場整備をせないかんのやなと思うように持っていくのが農業振興の基本でなかろうかと思うんですが、町長、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さんおっしゃるとおりでなかろうかと思っております。そのためにも、今回、まんのう町は令和5年度から本格的に取り組んでおりますこの耕畜連携を広く香川県モデル的に成功させたいと思っております。この成功事例を見れば、皆さん、圃場整備して耕畜連携をやれば収益が上がって、農家も豊かになるんだなということになると思いますので、まずその辺から力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 すっきりしたお答えをいただきました。初めてですね、今日、すっきりした言葉。大方終わりになったから、町長、すっきりした言葉、もうちょっとしたらもっとすっきりしたことになるかもわかりませんが、分かりました。

これはちょっと課長に聞きたい。機械を今までの業者に委託するのか、畜産農家が機械

を購入するのか、ここの機械の見通しはどういう形でいきますか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまのWCS用の刈取りのコンバインの質問に関して農林課からお答えしたいと思います。

現在、令和5年産につきましては、県外の業者さんに刈取りの委託を行いました。ラッピング作業も含めてでございます。ただ、今年の6月ぐらいから動き出したんですけども、まんのう町には畜産クラスター協議会という組織がございます。そこが事業主体となって、そこに加盟する団体の方が取組主体として、現在のところ、国に対して国庫補助の要望を上げているところでございます。まだ内示はいただいておりませんが、現在、中央畜産会というところで最終的な書類の確認をしていただいておりますので、恐らくは来年入って、刈取りまでには機械の導入は進んでいくんだろーと思います。

ただ、面積的に、来年、60ヘクタールを刈り取るとなれば、町内に機械を持つ業者さんが1社できるわけですけども、1台では到底60ヘクタールは無理ですので、5年に來ていただいた業者さんには、引き続いて同じように来ていただいて、エリアを分けて刈っていただくような形にはなろうかと思ひます。

今後この機械の導入に関しては、やはり面積を増やす以上、課題になってこようかと思ひますので、毎年、WCSを進めていく中で、クラスター協議会の中で取組主体となり得る事業者の育成に努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 この事業はやる気になれば、恐らくスムーズにいくだろうと思ひておりますから、大いに町長の手腕に期待をいたしておきます。

この分は終わらせていただいて、ちょっと林業に入りたいと思ひます。あと1分ですが、一方的な話になるかも知れません。

ナラ枯れ対応策、どうしますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、ナラ枯れ対策についての再質問にお答えいたします。

ナラ枯れ被害につきましては、12月4日付の新聞で県内で被害が急増しているとの報道がありました。本町におきましても、国営公園を含めると、令和4年度被害は369立方メートル、令和5年度被害は561立方メートルと、令和3年度被害の約4倍に増加していることが確認されました。

この防除対策といたしましては、被害木の薬剤による薫蒸処理やビニール被覆などの方策がありますが、このような手法は薬剤やビニールを使用するため、広範な森林で実施するのは難しいのが現状でございます。

そのため、ナラ枯れによる危険木が人的被害や住宅や道路、電線等のライフインフラへの被害を発生させるおそれがある場合には、町のほうで森林所有者の了解の上、伐倒処理

いたしております。

このナラ枯れ被害の拡大は、かつての里山の利用がなくなり、放置されてきたことによるものと考えられますので、基本的にはコナラ、カシ等の大径木、高齢級の森林については、ナラ枯れの被害を受ける前に予防伐採や更新伐を図るほか、被害木も含めた小面積の皆伐を行い、萌芽更新や広葉樹等の植栽により、健全な森林への若返りを図ることが有効だと考えております。

また、その際、コナラ、クヌギ等の家具材への利用や、シイタケの原木等としての利用、まき等への利用など、多様な利活用を進めることが有効であると考えておりますので、今後の森林づくりと併せた取組について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私がお聞きしたのは、ナラ枯れの予防をどうするかというんじゃないくて、今、言われたように、ナラ枯れになる前にこの木を有効に使うと、こちらを主眼に置いていくのがまんのう町の広大な面積を持つ在り方であろうかなと。

そこで、森林環境譲与税もいよいよ来年からは収めなければならないようになっております。この前の6月の議会ですか、環境税の使い方を変えてはどうかというのを町長とかなり長い議論をしたことあると思いますが、やはり環境譲与税もうまくいって、今後、変えてくるのは分かりましたが、どのように最終的になるのか、まだ未知なところがございます。有効に使う、しかし、この金だけでは到底足りませんから、それを水向けとして予算として組んでいく、町長、お分かりですか。組んでいただいて、まんのうの山林を守っていく、これが将来のまんのうの生きる道だということをお伝えして、私、終わります。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、森林環境譲与税の見通しと今後の使途についての再質問にお答えいたします。

本町の森林環境譲与税につきましては、令和元年度から令和4年度までの4年間に総額4,228万7,000円の配分を受けており、令和5年度は1,551万円の配分が予定されております。

また、森林環境譲与税の山間地の自治体への配分強化に向けての見直しにつきましては、新聞報道によりますと、人口割合を10%引き下げ、私有林人工林面積の割合を10%引き上げ、60%にするということが検討されておるようでございます。この場合、ある試算では、香川県全体では配分額は減少するものの、本町への譲与額は微増して1,900万円余と、現在とほぼ同額となる見込みと聞いております。この額は本町にとりましては十分なものとは言えませんが、これまで森林・林業施策に充当してきました一般財源に加え、有効に活用していく必要があります。

その活用につきましては、造林事業などの森林整備の際に、森林所有者の負担軽減を目的とした助成事業の実施やナラ枯れ対策などに充当しており、令和4年度までに総額3,

１５０万６，０００円、約７５％の充当率となっております。

このほか、森林・林業の担い手対策として、県と県内の８市８町で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」に本町も参加しており、構成団体からの森林環境譲与税の１割を原資とした負担金により、令和６年度から具体的な事業が実施されることになっております。

なお、今後の森林環境譲与税の使途につきましては、現在、策定中であります「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」を基に、まんのう町森林委員会での意見も踏まえ、取組の優先順位等を考慮し、必要な施策に充当してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 終わります。

○白川正樹議長 以上で、１５番、川原茂行君の発言は終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、１２月２２日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後３時１１分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員